

植込み型舌下神経電気刺激療法の手引き

1. 植込み型舌下神経電気刺激療法を始めるには？
2. プロクター制について
3. Q&A

2025年6月2日

植込み型舌下神経電気刺激療法推進委員会

1. 植込み型舌下神経電気刺激療法を始めるには？

申請前に、植込み術後の長期管理を行う施設と協力体制を作っておく必要があります。

1

植込み実施医要件・施設要件を満たしていることを確認し、長期管理を行う施設との協力を構築した上で、日本口腔・咽頭科学会にトレーニング申請書類を提出

2

学会からInspire社に連絡し、トレーニング実施（トレーニングは同社が調整）

3

植込み実施施設・実施医の認定申請書類を学会に提出し、学会が施設認定証、実施医を発行（審査・認定料12万円）

4

初回3症例はエントリーシートを委員会に提出し、適応を審査（予めプロクターを手配しておくことを推奨）

5

臨床例実施

植込み実施医の基準（適正使用指針に基づく）

舌下神経電気刺激装置を植え込む手術については、
関係学会の定める舌下神経電気刺激装置適正使用指針に基づき、

1. 頭頸部外科手術に十分な経験と知識を有すること*
2. 本治療に関する所定の研修を修了していること
3. 初回手術例（1例目）は本品の植込み経験を有する医師（プロクター）
が立ち会う**

*耳鼻咽喉科専門医の資格があり、50例以上の頭頸部手術の経験

**日本口腔・咽頭科学会理事会にて承認されたプロクターを招聘

（学会補足的事項：2名以上のプロクター医師による植込みチェックリストに基づく協議により、必要と判断された場合には2例目もプロクターを招聘する）

植込み実施施設の基準（厚生労働省算定要件）

舌下神経電気刺激装置を植え込む手術については、

1. 耳鼻咽喉科又は頭頸部外科を標榜している病院である
2. 耳鼻咽喉科又は頭頸部外科の経験を5年以上有する常勤の医師が1名以上配置されており、そのうち1名以上は本治療に関する所定の研修を修了していること
3. 耳鼻咽喉科又は頭頸部外科の経験を5年以上有する常勤の医師で、所定の研修を修了している者が実施すること
4. 関係学会から示されている指針に基づき、当該手術が適切に実施されていること

補足 1 （適正使用指針に基づく）

安全な周術期管理を行える施設である

補足 2

指導管理料算定には「終夜睡眠ポリグラフィー（安全精度管理下で行うもの）」の届出受理がされている、または届出準備中であることが必須（届出のためには（日本睡眠学会AないしB認定相当の）施設基準のほか、日本睡眠学会の「睡眠検査安全精度管理セミナー」の受講も要する。）



トレーニング申請書類

1. トレーニング受講申請チェックリスト
2. 舌下神経電気刺激療法 トレーニング受講申請書
3. 耳鼻咽喉科専門医認定証コピー
4. 頭頸部手術実施リスト（50例以上）
5. 植込み実施施設 施設内容調書

提出先：

日本口腔・咽頭科学会

植込み型舌下神経電気刺激療法推進委員会

トレーニングの調整は企業が行います

1

・コンセンサスマーケティング

2

・オンサイトトレーニング

3

・オフサイトトレーニング

4

・カダバーサージカルトレーニング
(CST)

5

・症例見学

企業主催

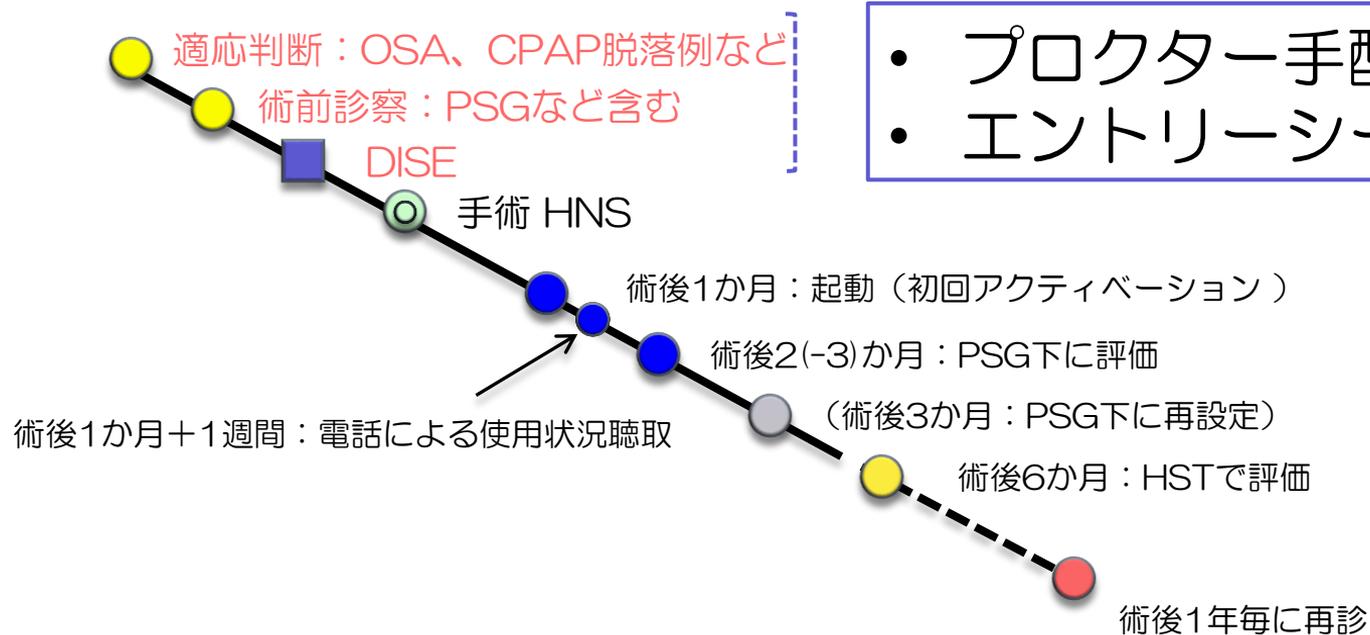
(Inspire Training Module 4)

1. 申請書類チェックリスト
2. 植込み実施施設・実施医認定申請書
3. Inspire Training Module 4受講証明書のコピー
4. CST受講証明書のコピー
5. 症例見学証明書
6. 植込み実施施設／長期管理施設 連携確認書
（植込み実施施設と長期管理施設が異なる場合）
7. 「認定施設一覧」の公開に関する同意書

➤ 既に植込み実施施設認定を受けている場合は、「認定申請書_実施医2人目以降」に従ってご提出下さい。

提出先：
日本口腔・咽頭科学会
植込み型舌下神経電気刺激療法推進委員会

臨床例実施の流れ



術者ごとに初回植込み術から3例目までは適正使用指針に基づくエントリーシートをご提出ください。

適応判断、(術前の)終夜睡眠ポリグラフ検査、
薬物睡眠下内視鏡検査DISE
は実施済みですか？

HP上のエントリーシートに記入し、PDFに変換して
委員長あてに提出

(中島逸男 i-nakaji@dokkyomed.ac.jp)

⇒委員会で検討の上、1週間以内に適応の可/否を回答
します

プロクターへの依頼方法

1. エントリーシート提出時にはプロクターを手配しておくことを推奨します。
2. プロクター招聘の応諾は、原則として実施施設とプロクター個人間で行ってください
3. プロクターは学会Hpで一覧をご確認ください
4. 学会で定めた招聘条件等（謝礼額等）はありません。通常の手術依頼と同様に、施設とプロクター間で決定してください。
5. プロクターの招聘調整にお困りの場合は、委員長宛(中島逸男 i-nakaji@dokkyomed.ac.jp)) にご相談ください。

プロクター認定、暫定プロクター認定の申請方法

- 必要書類
 1. チェックリスト
 2. 申請書
 3. 症例一覧

以上3点を学会事務局へ提出し、委員会で協議判定・理事会で承認。

提出先：
日本口腔・咽頭科学会
植込み型舌下神経電気刺激療法推進委員会
事務局：jssp@onebridge.co.jp

プロクター申請チェックリスト

- 術者あるいは指導的助手として舌下神経電気刺激療法手術（舌下神経電気刺激装置植込術）について以下の実績を持つ。

舌下神経電気刺激装置植込術 10例以上

- 本手術に精通し、頭頸部ならびに前胸部の解剖に十分な知識を有する。
- アシスタント術者および手術チームスタッフに対して適切な指示をだすことが出来る。また、術後にも必要なフィードバックが出来る。
- 術中に起こりうる合併症及びトラブルに対する十分な知識と判断能力を有する。

暫定プロクター申請チェックリスト

- 術者あるいは指導的助手として舌下神経電気刺激療法手術（舌下神経電気刺激装置植込術）について以下の実績を持つ。

舌下神経電気刺激装置植込術 5例以上

- 本手術に精通し、頭頸部ならびに前胸部の解剖に十分な知識を有する。
- アシスタント術者および手術チームスタッフに対して適切な指示をだすことが出来る。また、術後にも必要なフィードバックが出来る。
- 術中に起こりうる合併症及びトラブルに対する十分な知識と判断能力を有する。

3. Q&A

Q：

長期管理実施施設認定はどうすれば取得できますか？

A：

日本睡眠学会主催（日本呼吸器学会、日本循環器学会、日本口腔・咽頭科学会共催）の「舌下神経電気刺激療法長期管理講習会」を受講する必要があります。

講習会の案内は日本睡眠学会HPをご覧ください。

Q：

費用を払うタイミングはいつですか？

A：

CST受講時に、CST開催施設へ受講料をお支払いいただきます。CST開催施設により受講料が異なる場合がありますので、ご了承ください。

トレーニング終了後、実施認定施設としての審査・認定時に、審査・認定料12万円を学会にお支払い頂きます。

Q：

施設2人目以降の植込み実施医が手術を始める場合、プロクターの招聘やエントリーシートの提出は必要ですか。

A：

施設内にプロクターが在籍していない場合、2人目であっても初回例の実施にはプロクターの招聘が必要です。ご自身が3例目を経験するまでは、エントリーシートの提出は必要です。

Q：

申請書に日本口腔・咽頭科学会会員番号の記載欄があるが、
会員である必要がありますか？

A：

関係学会の指針に基づき、当該手術が適切に実施されることを厚生労働省から求められているため、認定医は本学会に入会して頂いております。

Q：

CSTは、いつ、どこで実施していますか。
内容と申し込み方法は？

A：

原則として年に4回実施しております。
研修は1日で、午前座学、午後CSTを行います。
学会へ申請頂いた順に、企業からご案内致します。

Q：

DISEの手技料は算定出来ますか？

A：

現時点でDISE手技料の規定はありません。
麻酔と内視鏡のみの保険請求となります。

Q：

NIMの手技加算はありますか？

A：

現時点では舌下神経電気刺激装置植込み術（K190-8）へのNIM手技加算はありません。